

## 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(素案)新旧対照表【令和5年11月20日第4回白井市障害者計画等策定委員会】

頁	修正後	修正前	考え方
第二章 障がいのある人・難病患者の現状等 19頁	2 「第6期障害福祉計画」・「第2期障害児福祉計画」の達成状況 (2) 指定障害福祉サービス・相談支援の計画値(見込み量)と実績値	2 「第6期障害福祉計画」・「第2期障害児福祉計画」の達成状況 (2) 指定障害福祉サービス・相談支援の計画値(見込み量)と実績値	・令和4年度の実績に誤りがあったことに伴う修正

頁	修正後	修正前	・考え方																																																																				
第三章 計画の基本的な考え方 63～64頁	<p>4 成果目標及び活動指標</p> <p>(4) 福祉施設から一般就労への移行等</p> <p>【国の指針】</p> <p>略</p> <p>【現状と課題】</p> <p>略</p> <p>そのうち就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数は 1 人、就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者数はいませんでした。令和 4 年度における就労移行支援等を通じた一般就労への移行者 <u>12</u> 人に対し、就労定着支援事業所の利用者は <u>5</u> 人で、利用した割合は、41.7%となっています。</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="160 840 1294 1812"> <thead> <tr> <th colspan="3">成果目標</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>数値等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【基準値】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉施設から一般就労への移行者数(A)</td> <td>10 人</td> <td rowspan="5">令和 3 年度において、福祉施設を退所し、一般就労した人数</td> </tr> <tr> <td>就労移行支援事業からの移行者数(B)</td> <td>9 人</td> </tr> <tr> <td>就労継続支援 A 型事業からの移行者数(C)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>就労継続支援 B 型事業からの移行者数(D)</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>就労定着支援事業の利用者数(E)</td> <td>4 人</td> </tr> <tr> <td>【目標値】</td> <td>13 人</td> <td rowspan="5">令和 8 年度において、福祉施設を退所し、一般就労に移行する人数</td> </tr> <tr> <td>令和 8 年度の一般就労への移行者数</td> <td>(A)の 1.28 倍</td> </tr> <tr> <td>就労移行支援事業からの移行者数</td> <td>12 人 (B)の 1.31 倍</td> </tr> <tr> <td>就労継続支援 A 型事業からの移行者数</td> <td>1 人 (C)の 1.29 倍</td> </tr> <tr> <td>就労継続支援 B 型事業からの移行者数</td> <td>2 人 (D)の 1.28 倍</td> </tr> <tr> <td>就労定着支援事業の利用者数</td> <td>6 人 (E)の 1.41 倍</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	成果目標			項目	数値等	備考	【基準値】			福祉施設から一般就労への移行者数(A)	10 人	令和 3 年度において、福祉施設を退所し、一般就労した人数	就労移行支援事業からの移行者数(B)	9 人	就労継続支援 A 型事業からの移行者数(C)	0 人	就労継続支援 B 型事業からの移行者数(D)	1 人	就労定着支援事業の利用者数(E)	4 人	【目標値】	13 人	令和 8 年度において、福祉施設を退所し、一般就労に移行する人数	令和 8 年度の一般就労への移行者数	(A)の 1.28 倍	就労移行支援事業からの移行者数	12 人 (B)の 1.31 倍	就労継続支援 A 型事業からの移行者数	1 人 (C)の 1.29 倍	就労継続支援 B 型事業からの移行者数	2 人 (D)の 1.28 倍	就労定着支援事業の利用者数	6 人 (E)の 1.41 倍		<p>4 成果目標及び活動指標</p> <p>(4) 福祉施設から一般就労への移行等</p> <p>【国の指針】</p> <p>略</p> <p>【現状と課題】</p> <p>略</p> <p>そのうち就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数は 1 人、就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者数はいませんでした。令和 4 年度における就労移行支援等を通じた一般就労への移行者 <u>13</u> 人に対し、就労定着支援事業所の利用者は <u>6</u> 人で、利用した割合は、41.7%となっています。</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1362 840 2496 1812"> <thead> <tr> <th colspan="3">成果目標</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>数値等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【基準値】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉施設から一般就労への移行者数(A)</td> <td>10 人</td> <td rowspan="5">令和 3 年度において、福祉施設を退所し、一般就労した人数</td> </tr> <tr> <td>就労移行支援事業からの移行者数(B)</td> <td>9 人</td> </tr> <tr> <td>就労移行支援 A 型事業からの移行者数(C)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>就労移行支援 B 型事業からの移行者数(D)</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>就労定着支援事業からの移行者数(E)</td> <td>4 人</td> </tr> <tr> <td>【目標値】</td> <td>13 人</td> <td rowspan="5">令和 8 年度において、福祉施設を退所し、一般就労に移行する人数</td> </tr> <tr> <td>令和 8 年度の一般就労への移行者数</td> <td>(A)の 1.28 倍</td> </tr> <tr> <td>就労移行支援事業からの移行者数</td> <td>12 人 (B)の 1.31 倍</td> </tr> <tr> <td>就労継続支援 A 型事業からの移行者数</td> <td>1 人 (C)の 1.29 倍</td> </tr> <tr> <td>就労継続支援 B 型事業からの移行者数</td> <td>2 人 (D)の 1.28 倍</td> </tr> <tr> <td>就労定着支援事業からの移行者数</td> <td>6 人 (E)の 1.41 倍</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	成果目標			項目	数値等	備考	【基準値】			福祉施設から一般就労への移行者数(A)	10 人	令和 3 年度において、福祉施設を退所し、一般就労した人数	就労移行支援事業からの移行者数(B)	9 人	就労移行支援 A 型事業からの移行者数(C)	0 人	就労移行支援 B 型事業からの移行者数(D)	1 人	就労定着支援事業からの移行者数(E)	4 人	【目標値】	13 人	令和 8 年度において、福祉施設を退所し、一般就労に移行する人数	令和 8 年度の一般就労への移行者数	(A)の 1.28 倍	就労移行支援事業からの移行者数	12 人 (B)の 1.31 倍	就労継続支援 A 型事業からの移行者数	1 人 (C)の 1.29 倍	就労継続支援 B 型事業からの移行者数	2 人 (D)の 1.28 倍	就労定着支援事業からの移行者数	6 人 (E)の 1.41 倍		<p>・文言の修正</p>
成果目標																																																																							
項目	数値等	備考																																																																					
【基準値】																																																																							
福祉施設から一般就労への移行者数(A)	10 人	令和 3 年度において、福祉施設を退所し、一般就労した人数																																																																					
就労移行支援事業からの移行者数(B)	9 人																																																																						
就労継続支援 A 型事業からの移行者数(C)	0 人																																																																						
就労継続支援 B 型事業からの移行者数(D)	1 人																																																																						
就労定着支援事業の利用者数(E)	4 人																																																																						
【目標値】	13 人	令和 8 年度において、福祉施設を退所し、一般就労に移行する人数																																																																					
令和 8 年度の一般就労への移行者数	(A)の 1.28 倍																																																																						
就労移行支援事業からの移行者数	12 人 (B)の 1.31 倍																																																																						
就労継続支援 A 型事業からの移行者数	1 人 (C)の 1.29 倍																																																																						
就労継続支援 B 型事業からの移行者数	2 人 (D)の 1.28 倍																																																																						
就労定着支援事業の利用者数	6 人 (E)の 1.41 倍																																																																						
成果目標																																																																							
項目	数値等	備考																																																																					
【基準値】																																																																							
福祉施設から一般就労への移行者数(A)	10 人	令和 3 年度において、福祉施設を退所し、一般就労した人数																																																																					
就労移行支援事業からの移行者数(B)	9 人																																																																						
就労移行支援 A 型事業からの移行者数(C)	0 人																																																																						
就労移行支援 B 型事業からの移行者数(D)	1 人																																																																						
就労定着支援事業からの移行者数(E)	4 人																																																																						
【目標値】	13 人	令和 8 年度において、福祉施設を退所し、一般就労に移行する人数																																																																					
令和 8 年度の一般就労への移行者数	(A)の 1.28 倍																																																																						
就労移行支援事業からの移行者数	12 人 (B)の 1.31 倍																																																																						
就労継続支援 A 型事業からの移行者数	1 人 (C)の 1.29 倍																																																																						
就労継続支援 B 型事業からの移行者数	2 人 (D)の 1.28 倍																																																																						
就労定着支援事業からの移行者数	6 人 (E)の 1.41 倍																																																																						

頁	修正後	修正前	考え方																																																
第三章 計画の基本的な考え方 65～66頁	<p>(5) 障がい児支援の提供体制の整備等</p> <p>【国の指針】 略</p> <p>【現状と課題】 略</p> <table border="1" data-bbox="172 590 1291 1438"> <thead> <tr> <th colspan="3">成果目標</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>数値等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【目標値】児童発達支援センター設置数</td> <td>1か所 (継続)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【目標値】障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築</td> <td>実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【目標値】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保</td> <td>圏域内1か所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【目標値】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保</td> <td>圏域内1か所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【目標値】医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場</td> <td>設置 (継続)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【目標値】医療的ケア児等に関するコーディネーター</td> <td>配置 (継続)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	成果目標			項目	数値等	備考	【目標値】児童発達支援センター設置数	1か所 (継続)		【目標値】障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	実施		【目標値】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	圏域内1か所		【目標値】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内1か所		【目標値】医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場	設置 (継続)		【目標値】医療的ケア児等に関するコーディネーター	配置 (継続)		<p>(5) 障がい児支援の提供体制の整備等</p> <p>【国の指針】 略</p> <p>【現状と課題】 略</p> <table border="1" data-bbox="1359 590 2478 1438"> <thead> <tr> <th colspan="3">成果目標</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>数値等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【目標値】児童発達支援センター設置数</td> <td>1か所 (継続)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【目標値】障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築</td> <td>実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【目標値】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数</td> <td>1か所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【目標値】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数</td> <td>1か所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【目標値】医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場</td> <td>設置 (継続)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【目標値】医療的ケア児等に関するコーディネーター</td> <td>配置 (継続)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	成果目標			項目	数値等	備考	【目標値】児童発達支援センター設置数	1か所 (継続)		【目標値】障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	実施		【目標値】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1か所		【目標値】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所		【目標値】医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場	設置 (継続)		【目標値】医療的ケア児等に関するコーディネーター	配置 (継続)		<p>・文言の修正</p> <p>・厚労省の指針では市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えないこととされている。市内の実態を踏まえ、圏域内での事業所1か所確保することとし、今後は圏域の動向を確認しつつ、利用状況を把握し、市内の設置について検討する。</p>
	成果目標																																																		
項目	数値等	備考																																																	
【目標値】児童発達支援センター設置数	1か所 (継続)																																																		
【目標値】障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	実施																																																		
【目標値】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	圏域内1か所																																																		
【目標値】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内1か所																																																		
【目標値】医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場	設置 (継続)																																																		
【目標値】医療的ケア児等に関するコーディネーター	配置 (継続)																																																		
成果目標																																																			
項目	数値等	備考																																																	
【目標値】児童発達支援センター設置数	1か所 (継続)																																																		
【目標値】障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	実施																																																		
【目標値】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1か所																																																		
【目標値】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所																																																		
【目標値】医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場	設置 (継続)																																																		
【目標値】医療的ケア児等に関するコーディネーター	配置 (継続)																																																		

頁	修正後	修正前	考え方
第三章 計画の基本的な考え方 67頁	<p>(6) 相談支援体制の充実・強化等</p> <p>【国の指針】 略</p> <p>【現状と課題】 障がい児者が、地域で<u>安心して</u>希望する生活を送る<u>ことができるようにする</u>ための相談支援には、障害福祉サービスの利用児者を対象とした計画相談支援や、すべての障がい児者を対象とした相談支援があります。</p> <p>計画相談支援は、地域の相談支援事業者が担っており、事業者数や相談員数は増加傾向にありますが、事業者ごとの支援力に差が生じないよう、サポート体制の強化が必要です。</p> <p>また、すべての障がい児者を対象とした相談支援は、市障害福祉課や指定管理制度により障害者支援センターに相談窓口を設置していますが、障がい児者の増加により、細やかな相談支援が困難になりつつあります。</p> <p>基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的・専門的な相談業務や地域の相談支援体制の強化の取組み等を行う施設として、平成 24 年から障害者総合支援法に位置付けられ、令和 4 年の法改正で、令和 6 年 4 月から、設置が市町村の努力義務とされましたが、白井市では設置に至っていません。</p>	<p>(6) 相談支援体制の充実・強化等</p> <p>【国の指針】 略</p> <p>【現状と課題】 障がい児者が、地域で_____希望する生活を送る_____ための相談支援は、障害福祉サービスの利用児者を対象とした計画相談支援や、すべての障がい児者を対象とした相談支援があります。</p> <p>計画相談支援は、地域の相談支援事業者が担っており、事業者数や相談員数は増加傾向にありますが、事業者ごとの支援力に差が生じないよう、サポート体制の強化が必要です。</p> <p>また、すべての障がい児者を対象とした相談支援は、市障害福祉課や指定管理制度により障害者支援センターに相談窓口を設置していますが、障がい児者の増加により、細やかな相談支援が困難になりつつあります。</p> <p>基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的・専門的な相談業務や地域の相談支援体制の強化の取組み等を行う施設として、平成 24 年から障害者総合支援法に位置付けられ、令和 4 年の法改正で、令和 6 年 4 月から、設置が市町村の努力義務とされましたが、白井市では設置に至っていません。</p>	<p>・文言の修正</p>



頁	修正後	修正前	考え方																																											
第四章 計画の内容 (各サービスの見込み量等) 79～80頁	<p>(2) 日中活動系サービス</p> <p><u>前計画の実績と本計画の見込み</u></p> <table border="1" data-bbox="142 388 1311 609"> <thead> <tr> <th>サービスの種類</th> <th>区分</th> <th>令和3年度(実績)</th> <th>令和4年度(実績)</th> <th>令和5年度(実績見込)</th> <th>令和6年度(見込)</th> <th>令和7年度(見込)</th> <th>令和8年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">就労選択支援</td> <td>合計日数(人日/月)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td><u>6</u></td> <td><u>9</u></td> </tr> <tr> <td>人数(人/月)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td><u>84</u></td> <td><u>126</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>【見込み量確保のための方策等】</p> <p>日中活動系サービスは、障がいのある方の特性や利用者の希望によって、昼間の活動を支援するサービスであり、全体的に増加傾向で推移しています。特に「生活介護」「就労継続支援(A型・B型)」については、今後も特別支援学校の卒業生の進路先として需要が見込まれます。</p> <p>また、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間必要な訓練を行う「就労移行支援」や一般就労している人に必要な連絡調整やアドバイスを行う「就労定着支援」についても、これまでの利用実績や障がい者の法定雇用率の上昇などの社会背景からニーズが高まると見込まれます。</p> <p>引き続き、<u>事業者や相談機関等と連携を図り、利用者に対し事業者情報の提供に努め</u>、必要なサービス量の確保に努めるとともに、障がいのある方が必要とする日中活動系サービスの充実を図ります。</p> <p>なかでも、「生活介護」「短期入所」については、<u>利用ニーズの増加に対して、市内の事業所数に不足が生じると見込まれることから</u>、定員の充足状況を随時把握したうえで、不足が生じている場合には、新たな事業所の参入を促進します。</p> <p>「就労移行支援」「就労継続支援(A型・B型)」については、障がい者のニーズに応えられるよう多様なプログラムや生産活動が市内に整えられていることが<u>求められており、今後は市内の実情を見極めながら必要に応じ、参入を促進します。</u></p>	サービスの種類	区分	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(実績見込)	令和6年度(見込)	令和7年度(見込)	令和8年度(見込)	就労選択支援	合計日数(人日/月)	—	—	—	—	<u>6</u>	<u>9</u>	人数(人/月)	—	—	—	—	<u>84</u>	<u>126</u>	<p>(2) 日中活動系サービス</p> <p><u>前計画の実績と本計画の見込み</u></p> <table border="1" data-bbox="1329 388 2499 609"> <thead> <tr> <th>サービスの種類</th> <th>区分</th> <th>令和3年度(実績)</th> <th>令和4年度(実績)</th> <th>令和5年度(実績見込)</th> <th>令和6年度(見込)</th> <th>令和7年度(見込)</th> <th>令和8年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">就労選択支援</td> <td>合計日数(人日/月)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td colspan="3" rowspan="2" style="text-align: center;"><u>調整中</u></td> </tr> <tr> <td>人数(人/月)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【見込み量確保のための方策等】</p> <p>日中活動系サービスは、障がいのある方の特性や利用者の希望によって、昼間の活動を支援するサービスであり、全体的に増加傾向で推移しています。特に「生活介護」「就労継続支援(A型・B型)」については、今後も特別支援学校の卒業生の進路先として需要が見込まれます。</p> <p>また、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間必要な訓練を行う「就労移行支援」や一般就労している人に必要な連絡調整やアドバイスを行う「就労定着支援」についても、これまでの利用実績や障がい者の法定雇用率の上昇などの社会背景からニーズが高まると見込まれます。</p> <p>引き続き、<u>サービス提供事業者について、情報の把握と利用者への提供に努め</u>、必要なサービス量の確保に努めるとともに、障がいのある方が必要とする日中活動系サービスの充実を図ります。</p> <p>なかでも、「生活介護」「短期入所」については、<u>市内事業所</u>の定員の充足状況を随時把握したうえで、不足が生じている場合には、新たな事業所の参入を促進します。</p> <p>「就労移行支援」「就労継続支援(A型・B型)」については、障がい者のニーズに応えられるよう、多様なプログラムや生産活動が市内に整えられていることが<u>重要であり、市内への参入促進にあたっては、この点を重視します。</u></p>	サービスの種類	区分	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(実績見込)	令和6年度(見込)	令和7年度(見込)	令和8年度(見込)	就労選択支援	合計日数(人日/月)	—	—	—	<u>調整中</u>			人数(人/月)	—	—	—	<p>・令和4年度の就労移行支援、就労継続支援を新たに利用した人数及び特別支援学校卒業生数を踏まえ見込量を設定。</p> <p>・文言の修正</p>
	サービスの種類	区分	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(実績見込)	令和6年度(見込)	令和7年度(見込)	令和8年度(見込)																																						
就労選択支援	合計日数(人日/月)	—	—	—	—	<u>6</u>	<u>9</u>																																							
	人数(人/月)	—	—	—	—	<u>84</u>	<u>126</u>																																							
サービスの種類	区分	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(実績見込)	令和6年度(見込)	令和7年度(見込)	令和8年度(見込)																																							
就労選択支援	合計日数(人日/月)	—	—	—	<u>調整中</u>																																									
	人数(人/月)	—	—	—																																										

頁	修正後	修正前	考え方																																																																
第四章 計画の内容 (各サービスの見込み量等) 80～81頁	(3) 居住系サービス 前計画の実績と本計画の見込み	(3) 居住系サービス 前計画の実績と本計画の見込み	・令和4年度の実績に誤りがあったことに伴う見込値の修正  ・文言の修正																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>サービスの種類</th> <th>区分</th> <th>令和3年度 (実績)</th> <th>令和4年度 (実績)</th> <th>令和5年度 (実績見込)</th> <th>令和6年度 (見込)</th> <th>令和7年度 (見込)</th> <th>令和8年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同生活援助</td> <td>人数 (人/月)</td> <td>51</td> <td>58</td> <td>66</td> <td>75</td> <td>84</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>うち 精神障がい者</td> <td>人数 (人/月)</td> <td>23</td> <td>26</td> <td>30</td> <td>34</td> <td>38</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>うち 重度障がい者</td> <td>人数 (人/月)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>14</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>	サービスの種類		区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	共同生活援助	人数 (人/月)	51	58	66	75	84	95	うち 精神障がい者	人数 (人/月)	23	26	30	34	38	43	うち 重度障がい者	人数 (人/月)	-	-	14	17	18	21	<table border="1"> <thead> <tr> <th>サービスの種類</th> <th>区分</th> <th>令和3年度 (実績)</th> <th>令和4年度 (実績)</th> <th>令和5年度 (実績見込)</th> <th>令和6年度 (見込)</th> <th>令和7年度 (見込)</th> <th>令和8年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同生活援助</td> <td>人数 (人/月)</td> <td>51</td> <td>52</td> <td>60</td> <td>68</td> <td>77</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>うち 精神障がい者</td> <td>人数 (人/月)</td> <td>23</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>30</td> <td>35</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>うち 重度障がい者</td> <td>人数 (人/月)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table>	サービスの種類	区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	共同生活援助	人数 (人/月)	51	52	60	68	77	87	うち 精神障がい者	人数 (人/月)	23	26	27	30	35	39	うち 重度障がい者	人数 (人/月)	-	-	14	15	17	19
	サービスの種類	区分		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)																																																										
	共同生活援助	人数 (人/月)		51	58	66	75	84	95																																																										
うち 精神障がい者	人数 (人/月)	23	26	30	34	38	43																																																												
うち 重度障がい者	人数 (人/月)	-	-	14	17	18	21																																																												
サービスの種類	区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)																																																												
共同生活援助	人数 (人/月)	51	52	60	68	77	87																																																												
うち 精神障がい者	人数 (人/月)	23	26	27	30	35	39																																																												
うち 重度障がい者	人数 (人/月)	-	-	14	15	17	19																																																												
<b>【見込み量確保のための方策等】</b> 「共同生活援助(グループホーム)」は、地域生活への移行や介護者の高齢化などにより、緩やかであるものの、増加することが見込まれます。 今後は、家族の高齢化に伴う「 <u>親なき後</u> 」の課題に対応するため、継続的に地域における居住の場を確保していく必要があります。また、重度障がい者に対応する日中サービス支援型のグループホームなどの市内参入を促進し、居住の場の確保に努めます。 「施設入所支援」は、真に入所が必要な重度の障がいのある人について、広域的な枠組みで提供事業者との連携を図り、必要なサービス量を確保します。	<b>【見込み量確保のための方策等】</b> 「共同生活援助(グループホーム)」は、地域生活への移行や介護者の高齢化などにより、緩やかであるものの、増加することが見込まれます。 今後は、家族の高齢化に伴う「 <u>親亡き後</u> 」の課題に対応するため、継続的に地域における居住の場を確保していく必要があります。また、重度障がい者に対応する日中サービス支援型のグループホームなどの市内参入を促進し、居住の場の確保に努めます。 「施設入所支援」は、真に入所が必要な重度の障がいのある人について、広域的な枠組みで提供事業者との連携を図り、必要なサービス量を確保します。																																																																		



頁	修正後	修正前	考え方
第四章 計画の内容 各サービスの見込み量 89.90頁	<p>4 地域生活支援事業の見込み</p> <p>(10) 地域活動支援センター            障がいのある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う_____事業です。地域活動支援センターには、精神保健福祉士などの専門職を配置して、医療・福祉等関係機関との連携強化や相談事業を行うⅠ型と、雇用・就労が困難な在宅障がい者の機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供するⅡ型・Ⅲ型があります。<u>市では、障害者地域活動支援センター(Ⅲ型)を運営し、多様な講座を実施しているほか、精神科や心療内科に通院している方を対象としたデイケアクラブを月2回開催しています。</u></p> <p>白井市内だけではなく、他の自治体にある地域活動支援センターに通所することもできます。</p> <p><u>前計画の実績と本計画の見込み</u>            略</p> <p>【見込み量の確保のための方策等】            市障害者地域活動支援センターの運営を継続するほか、Ⅰ型である成田地域活動支援センターに運営を委託し、市民が利用できる体制を整えます。さらに、多様な日中活動の場・障がいのある方の居場所を確保するため、市地域活動支援センター運営費補助金の活用による地域活動支援センターの増設を見込みます。市障害者地域活動支援センターは、<u>必要な人が参加できるよう周知</u>や講座内容を工夫するほか、パソコン講座の開催などにより、デジタルデバイドの縮小を図るよう努めます。市内及び近隣にある既存の提供事業者について、情報の把握、提供を</p>	<p>4 地域生活支援事業の見込み</p> <p>(10) 地域活動支援センター            障がいのある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う<u>場を設けるための</u>事業です。地域活動支援センターには、精神保健福祉士などの専門職を配置して、医療・福祉等関係機関との連携強化や相談事業を行うⅠ型と、雇用・就労が困難な在宅障がい者の機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供するⅡ型・Ⅲ型があります。</p> <p>白井市内だけではなく、他の自治体にある地域活動支援センターに通所することもできます。</p> <p><u>前計画の実績と本計画の見込み</u>            略</p> <p>【見込み量の確保のための方策等】            市障害者地域活動支援センターの運営を継続するほか、Ⅰ型である成田地域活動支援センターに運営を委託し、市民が利用できる体制を整えます。さらに、多様な日中活動の場・障がいのある方の居場所を確保するため、市地域活動支援センター運営費補助金の活用による地域活動支援センターの増設を見込みます。市障害者地域活動支援センターは、_____講座内容を工夫するほか、パソコン講座の開催などにより、デジタルデバイドの縮小を図るよう努めます。市内及び近隣にある既存の提供事業者について、情報の把握、提供を</p>	<p>・文言の修正</p>